

年金あれこれ

65歳の国民年金・60歳に特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生する方へ 事前に『裁定請求書』が送付されます

年金請求時の相談業務の平準化及び裁定事務の迅速化を図るため、次に該当するかたを対象に、社会保険業務センターから受給権が発生する65歳・60歳に到達する3か月前に「裁定請求書」が送付されます。又、受給資格が確認できないかたには、60歳到達する3か月前に「年金に関するお知らせ（ハガキ）」が送付されます。

- 老齢基礎年金の受給資格を満たしており、65歳から老齢基礎年金、老齢厚生年金の受給権が発生するかた
- 老齢基礎年金の受給資格を満たしており、60歳に特別支給の厚生年金の受給権が発生するかた
- 65歳到達者で、老齢基礎年金、老齢厚生年金の受給権が発生しているかた
- 60歳から64歳の間に特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生しているにもかかわらず、年金の請求がされていないかた
- 社会保険業務センターで管理している記録では、老齢基礎年金の受給資格が確認できないかた



※**注 意** 65歳で老齢基礎年金を受給されるかたは、**誕生月**に裁定請求書を戸籍年金係までご持参ください。

保険料の納付を忘れずに・・・納めて安心国民年金

＝旭川地方法務局からのお知らせ＝

旭川地方法務局名寄支局における 国籍事務の取扱いが廃止になります



平成20年1月1日から旭川地方法務局名寄支局における国籍事務の取扱いが廃止されることとなりました。これに伴い同日から、和寒町に住所を有する方の、下記の届出又は申請等については、旭川地方法務局戸籍課において手続きをすることになります。

帰化許可申請・・・外国人の方が日本国籍取得のため、法務大臣に申請するものです。

届出による国籍取得・・・国籍法に定められた外国籍の方が、届出することで日本国籍を取得するものです。

国籍離脱・・・日本国籍とそれ以外の国籍を持つ重国籍の方が日本国籍を離脱する手続きです。

その他国籍に関する相談・・・国籍に関するご相談をお受けします。

詳しくは、旭川地方法務局戸籍課へお尋ねください。

〒070-8645 旭川市花咲町4丁目2272番地
旭川地方法務局戸籍課

電話

0166-53-3174